

誓約条項違反を理由に債権者から倒産手続を申し立てられた事例 (東京地判令和元年5月31日)

井上 拓磨
Takuma Inoue

PROFILEはこちら

1 はじめに

倒産手続開始原因が認められる場合、債務者自身が申立てを行うことにより倒産手続が開始されることが大多数です。一方で、数は限られているものの、様々な理由により、債権者が倒産手続の申立てをすることがあります¹。

倒産手続開始原因の一つである「支払不能」とは、「債務者が支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」(破産法2条11項)にあることをいいます。それでは、契約で定められた弁済期を守って支払いを続けていさえすれば、債権者から倒産手続の申立てをされないことがないか、という残念ながらそうではありません。契約上、債務の期限の利益を喪失させる条項(期限の利益喪失条項)が存在し、期限の利益喪失条項に該当する事由があれば、契約にしたがって弁済をしても、期限の利益を喪失させられ、支払不能であるとして、債権者が倒産手続の申立てをなし得るからです。

今回ご紹介する東京地裁判令和元年5月31日判決は、融資契約において誓約していた条件が真実とは異なり、その誓約違反が期限の利益喪失条項に該当するものとして、倒産手続申立てがなされた債務者が、債権者に対して損害賠償を求めた事案です。

2 事案の概要²

(1) 概要

Xは、海運業等の企業グループを経営しており、グループの船舶を特別目的会社(SPC)に保有させ、SPCが運行業者

に船を傭船(運送のために船を貸すこと)していました。Y(銀行)は、SPCとの間で船舶の建造代金に係る融資契約(本件融資契約)を締結してSPCに融資し、このSPCの借入の一部をXが連帯保証していました。

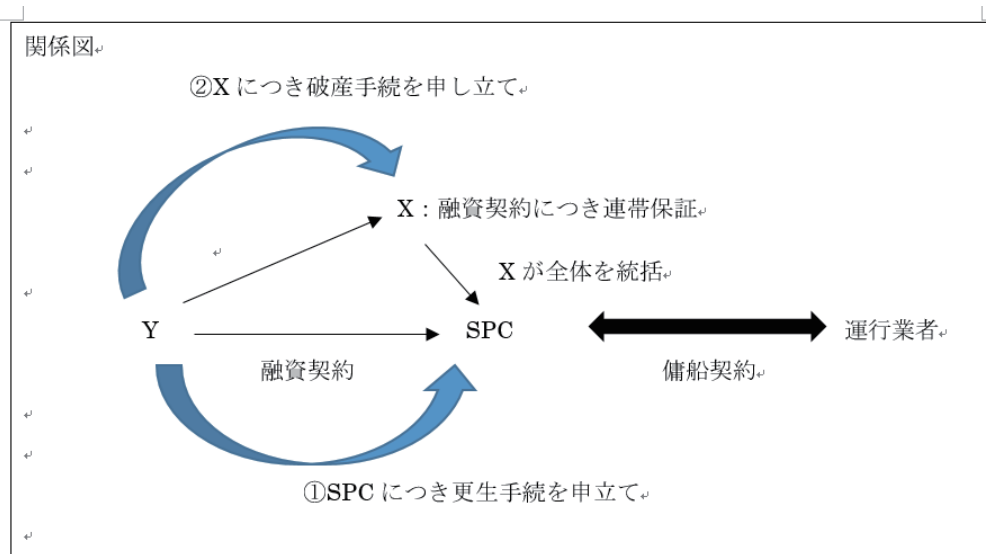
本件融資契約上、SPCは、運行業者との間で締結する傭船契約が融資契約に定める一定の傭船条件を満たすものであることを誓約しており、誓約事項のうちYが重要と考える点が不正確であることが証明された場合、期限の利益を喪失することとされていました。

Yは、SPCが運行業者と締結していた傭船契約の内容が融資契約において誓約された傭船条件に違反しており(Xは、誓約された条件を満たすように偽造した傭船契約書を提出していた)、各融資契約における期限の利益喪失事由が発生したとして期限の利益を喪失させました。その上で、Yは、SPCを更生会社とする会社更生手続開始の申立て(関係図①)を行い、また、融資契約について連帯保証債務を負うXを破産者とする破産手続開始の申立て(関係図②)を行いました。

これに対して、Xは、期限の利益喪失事由はなく本件において更生手続開始原因は存在しない、あるいは、Yによる上記各申立ては、Y自身が偽造に関与していた等の点や、十分な担保がある中で(倒産手続に抛らない債権回収が可能な中で)行われた等の点を踏まえると、権利の濫用又は信義則違反により違法である等として、Yに対して、慰謝料10億円等を請求しました。なお、SPCは本件融資契約上の債務を一度も怠らずに返済していました。

1: 債権者申立ての一般論については、事業再生・債権管理Newsletter(2019年9月号)「倒産手続の債権者申立て」(https://www.ohebash.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_201909-P5-6-Murakami20190823.pdf)をご参照ください。

2: 本稿でご紹介する争点に関連する範囲に絞ってご紹介しております。



(2) 本件における誓約違反の意味合い

新船を建造しようとする場合、その資金を融資する金融機関は、建造される船がどこに貸し出されて、どれくらいの備船料を見込めるのか等(備船条件)を確認します。これは、融資した資金は、備船料から回収する必要があるところ、安定した備船料を一定期間にわたって取得できるか見込みがあるかどうかは融資に際して、最も重要視される点の一つだからです。

このような背景を踏まえて、YはSPCとの融資契約において、SPCに備船条件について誓約させました。ところが、本件では、その誓約に違反する事態が判明したのです。

3 倒産手続申立てが権利濫用となる場合について

(1) 本件の裁判所の判断

裁判所は、申立て①(SPCの更生手続開始の申立て)についてY自身が備船契約の偽造³を指示・関与したことやYは実際の備船条件が誓約された条件と異なっていることを認識していた等の事実については認められないとしたうえで、

「債務者である会社に契約上の期限の利益の喪失事由が生じ、債務超過のおそれが生じた場合に、どのような債権回収

方法を採用するかは、基本的に債権者の選択に委ねられているのであり、特に、会社更生手続は、裁判所の監督の下で事業の再生を図るとともに、債権者に対する公平な弁済を実現する透明性の高い手続であるから、債権者にとって他の債権回収の手段があるからといって、会社更生手続開始の申立てが許されなくなるものではない。また、本件各SPCについて、担保権の実行等により債務全額が容易に回収できたことを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、被告にとって、債権回収の見地から申立て①が必要のないものであったとはいえないから、この点に関する原告の主張は採用することができない。」

とし、さらに、Yが融資条件の確認や入金状況のモニタリングを適切に行っていなかったという点に関して、被告が積極的な融資態度をとっていたのは、

「裏を返せば、被告が〇〇グループの事業や経営内容に絶大な信頼を抱いていたことを示すものといえるのであって、そのような信頼関係に起因して融資条件の確認やモニタリングが不十分であったとしても、これにより期限の利益

3:例えば、備船期間が15年と誓約されていたにもかかわらず、実際は1年であった融資契約もあると裁判所に認定されています。

を喪失させることや、申立て①に及ぶことが、信義則上許されなくなるということとはできない。特に、本件各融資契約において、本件各SPCは、被告に対し、真正備船条件が本件誓約を満たさないものであることを秘して本件各融資契約を締結した上、偽造された備船契約書を提出していたのであって、かかる行為は、被告との間の信頼関係を根本から破壊するものであるといわざるを得ず、仮に、被告が十分な注意を払っていなかったためかかる信頼関係の破壊行為を早期に発見することができなかったとしても、そのことにより、本件各融資契約における期限の利益を喪失させることや、申立て①に及ぶことが許されなくなるものではないことも明らかである。」

等として、申立て①が権利濫用には該当しないものとなりました(申立て②も同様です。)

以上の判断においては、債権回収の手段は基本的に債権者の選択に委ねられているとされている点、債権者である被告が監督を適切に行っていなかったからといって、申立てが権利濫用となるものではないとされている点が注目されます。

(2) 倒産手続申立てが権利濫用となる場合について

債権者による破産申立権の濫用の典型的事例として、従来指摘されていたのは、「破産申立てを利用して自己の債権の独占的回収を目的とするもの」です。そこでは、①債権者が債務者を威嚇する手段として破産を申し立てる類型、②大多数の債権者の合意により進行している私的整理にいわゆるゴネ得をねらって破産申し立てる類型の二類型が念頭において議論されていました。もっとも、この二類型に含まれない場合でも、相続人間で遺産を巡る紛争が生じていた場合に、遺産を巡る紛争で優位に立つことを目的とした破産申立ては、

権利濫用になるとした裁判例(大阪地裁平成4年6月8日決定)もあり、申立ての目的次第では、倒産手続申立てをすることは権利濫用とされるおそれがあります。

本件では、会社更生の申立てを前提とした文脈ではありませんが、他に債権回収手段があっても債権者による倒産申立てが直ちに権利濫用となるものではないことを明示しています。また、融資契約において最も重要視される点の一つである備船条件を債務者が偽ったという事情が認定されている関係で、裁判所としても、本件の申立てが権利濫用と評価されるような悪性のある目的とは判断しづらかったのではないかと考えられます(なお、当該事案は現在控訴審係属中です。)

4 実務上の留意点

約定通り債務の弁済をしていたとしても、誓約していた事項を遵守しなければ、倒産手続を申し立てられることがあります。これを踏まえて、債務者としては、契約において誓約していた事項についても、債務の弁済と同様の慎重さをもって対応する必要があります。一方で、債権者としては、債務者の誓約等への違反が、期限の利益喪失条項に該当する場合であっても、倒産手続申立てに飛びつくのではなく、そもそもその申立てが正当な目的であると(客観的に見ても)いえるのかを含めて、申立ての目的を検討しておく必要があります。とりわけ、債務者が約定通りの弁済を継続している場合には、期限の利益喪失条項に該当することを理由として、倒産手続申立てをしても、債務者からは期限の利益喪失条項該当性や倒産手続の開始原因の有無について争われることが想定されますし、場合によっては、ご紹介した裁判例と同様、当該申立てが不法行為に該当するものとして債務者から損害賠償請求を受ける可能性も否定できません。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】